



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 114 号 (2012 年 12 月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>

目次

【トピックス】

- 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置について…………… 2
- 公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクション
プランの改訂について…………… 2
- 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）
に対するパブリックコメントの結果等について…………… 3
- 「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始に
ついて…………… 4

【お知らせ】…………… 5

【11月の報道発表】…………… 8

【11月のアクセス数の多いページ】…………… 10

【トピックス】

金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置について

金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）は、平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により制度化され、平成22年4月に施行されました。その際、同法附則において、法施行後3年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融ADR制度の在り方等について検討を行うべきことが規定されました。

法施行から約2年半が経過し、現在、8つの指定紛争解決機関が紛争解決等業務に従事していますが、平成23年度の8機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の申立件数は、各々合計で7,093件（前年度比32%増）及び1,981件（同137%増）となる等、活用実績は順調に伸びており、利用者のトラブル解決に一定の役割を果たしてきています。他方、指定紛争解決機関に対しては、運用面で改善すべき点がある等の指摘もあります。

こうした中、金融ADR制度を、より一層、利用者利便の向上に資するものとするため、上記附則の規定も踏まえ、各指定紛争解決機関の業務の遂行状況の検証や金融ADR制度の在り方等について検討を行う必要があります。

このため、金融庁総務企画局長のもとに、金融ADR制度に関する有識者をメンバーとする「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」を設置し、議論を開始したところです。

有識者会議においては、今後、検討を重ね、本年度内を目処に議論の取りまとめを行うこととしており、その結果については、取りまとめ次第公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置について（平成24年11月7日）](#)にアクセスして下さい。

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について

1. これまでの取組状況と今般のアクションプランの改訂

平成14年の金融審議会の答申において、「公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている」との整理がなされました。

これを受け、平成15年に公認会計士法が改正され、新試験制度が導入されるとともに（平成18年）、試験の実施面での改善も行われ、合格者数も増加してきました。

しかし、その後、世界的な経済不況等もあり、試験合格者の経済社会における活動領域の拡大が思うように進まず、試験に合格しても就職できず実務経験を経ることができないという状況が生まれました。

このような状況を受け、公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成21年4月より、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、経団連・金融4団体で意見交換が行われ、同年7月に、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、中間取りまとめ及び当面のアクションプランが策定されました。さらに、一昨年及び昨年、意見交換会が開催され、2度にわたりアクションプランに新たな施策を追加する改訂が行われたところです。

アクションプランに基づき、各関係者による取組みが進められた結果、活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられますが、今後も試験合格者にとどまらず、公認会計士を含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるための更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられます。

一方で、近年、公認会計士試験の出願者数が減少しています。このような状況は、中長期的には、公認会計士になる人材の質に関わってくると考えられ、公認会計士の魅力を一層高めていくことが重要です。

このような観点も踏まえ、本年も、11月、意見交換会を開催しました。意見交換会では、関係者の取組み状況や、金融庁が実施したアンケート（本年8月に上場会社を対象に試験合格者等の採用実態に関して実施）の結果等を踏まえて議論を行い、当面のアクションプランを改訂して新たな施策を追加し、従来の施策と併せて、各メンバーが積極的に取組みを進めることが合意されました。

2. 当面のアクションプランの改訂のポイント

今回、新たに追加された主な施策は、以下のとおりです。

- (1) 求人・求職のマッチングの取組みの更なる周知・広報
 - ・求人・求職のマッチングサイトである「Career Navi」について、利用企業の更なる拡大に向けた効果的な周知、広報のための方法の検討等を通じて、マッチング機能を向上
- (2) 組織内会計士の活動領域の拡大のための施策
 - ・一般企業に勤務する企業内会計士等の「組織内会計士」の業務に関する調査を目的とする実態調査を実施
 - ・組織内会計士のためのネットワーク組織（組織内会計士協議会）への登録を呼びかけ、同組織を拡充
 - ・研修会等を通じて監査法人に籍を置く公認会計士に対して転職支援を行うほか、監査経験のある公認会計士に対する企業側の需要を掘り起こすための説明会等を開催

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」](#)（平成24年11月9日）にアクセスしてください。

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）につき、平成24年9月10日から平成24年10月9日にかけて、広く意見の募集を行い、先般11月28日にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針及び各検査マニュアル（以下、「監督指針等」という。）の改正を行いました。

今般の改正は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）」が平成25年4月1日に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ロンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から、これらマネー・ロンダリング等を防止するための態勢整備などにつき適切な対応が行われているか等を検査・監督上の検証項目及び着眼点とするものです。

主な改正内容は、以下のとおりです。

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下、「犯収法」という。）の一部改正により、金融機関は、従来の本人特定事項（氏名（名称）、住居（本店又は主たる事務所の所在地）、生年月日）に加え、取引の目的等を確認することや、なりすましの疑いがある取引等、厳格な顧客管理を行う必要のある取引について、通常取引よりも厳格に本人特定事項の確認を行うことなどが求められるところ、これを受け、監督指針等では、これらの点を、各金融機関の態勢整備に係る着眼点等としました。
- (2) また、犯収法改正等により、コルレス契約に関し金融機関に求められる体制整備について、監督指針等では、コルレス先のマネー・ロンダリング等を防止するための体制整備の状況やコルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）ではないこと等

の情報収集や確認に努め、コルレス契約の締結・継続の可否を適切に審査・判断しているかなどを、着眼点等としました。

- (3) さらに、犯収法改正により金融機関に求められる体制整備の一環として、監督指針等では、「海外営業拠点」における業務についても、マネー・ローンダリング等の対策を適切に行うための態勢整備を金融機関に求めることとし、「海外営業拠点」においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準でマネー・ローンダリング等の対策を適切に行うよう努めているかなどを、着眼点等としました。

なお、上記(2)、(3)について、通常、コルレス契約や「海外営業拠点」における業務に関するマネー・ローンダリング等のリスクが想定されない業態の監督指針等については、これらにつき特段の措置を講じていません。

改正後の監督指針等については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）」の施行と同じく、平成25年4月1日からの適用となります（一部、今般の改正犯収法の施行を踏まえた改正以外の部分については、公表日（平成24年11月28日）からの適用）。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成24年11月28日）にアクセスして下さい。

「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」に基づく預保納付金（被害者に返金しきれなかった残金）を用いた犯罪被害者等の支援事業の具体的用途については、金融庁・内閣府・財務省の3政務官より構成する「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の最終とりまとめを踏まえ、(1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与事業、及び(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成事業に支出することとされ、[平成24年12月18日より両事業が開始](#)されました。

詳細につきましては、当該事業の担い手である「公益財団法人 日本財団」までお問い合わせください。

- (1) 奨学金事業についてはこちら↓

<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2012/33.html>

- (2) 助成事業についてはこちら↓

<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2012/32.html>

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について](#)」（平成24年12月18日）にアクセスして下さい。

【お知らせ】

○ 「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については、「[法令・指針等](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？

詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細は、こちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

※ 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

また、平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

さらには、公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

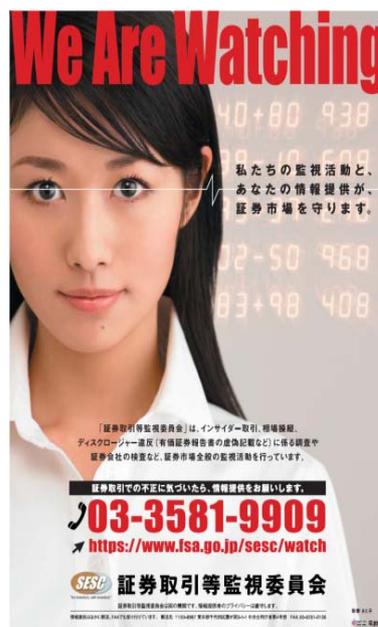
◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp



○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版）を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を電子メールでご案内します。

また、新着情報メール配信サービス（英語版）でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Weekly Review」など、新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、メールマガジン配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[メールマガジン配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【11月の報道発表】

11月1日	アクセス	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(第9回)資料(平成24年10月31日開催)
2日	アクセス	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催(さいたま)について
	アクセス	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について
5日	アクセス	認定経営革新等支援機関一覧について
7日	アクセス	公認会計士の処分について(1)
	アクセス	公認会計士の処分について(2)
	アクセス	金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置について

	アクセス	業務説明会における説明資料の公表について
8日	アクセス	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第4回）資料（平成24年11月7日開催）
9日	アクセス	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について
	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第12回）資料（平成24年11月9日開催）
	アクセス	経営健全化計画の見直しについて
	アクセス	株式会社じもとホールディングス・株式会社きらやか銀行・株式会社仙台銀行の株式移転に伴う経営強化計画の公表について
	アクセス	第12回金融機能強化審査会議事要旨（平成24年8月1日開催）
	アクセス	第13回金融機能強化審査会議事要旨（平成24年8月2日開催）
	アクセス	第14回金融機能強化審査会議事要旨（平成24年8月8日開催）
	アクセス	第15回金融機能強化審査会議事要旨（平成24年9月11日開催）
12日	アクセス	第44回金融トラブル連絡調整協議会の開催について
	アクセス	黒崎播磨株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社プリンシパル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
13日	アクセス	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第6回）資料（平成24年11月12日開催）
14日	アクセス	全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について
	アクセス	金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第10回）資料（平成24年11月12日開催）
16日	アクセス	企業会計審議会第31回監査部会資料（平成24年11月16日開催）
19日	アクセス	外国監査法人等の廃業等の届出について
21日	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）の公表について
26日	アクセス	株式会社ストリームに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	アイティメディア株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	アイティメディア株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	アイティメディア株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について（3）

27日	アクセス	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」（第5回）資料（平成24年11月27日開催）
28日	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第7回）資料（平成24年11月28日開催）
30日	アクセス	第44回金融トラブル連絡調整協議会資料（平成24年11月22日開催）
	アクセス	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（速報値）
	アクセス	平成23年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成24年8月末）
	アクセス	株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【11月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは、11月の「報道発表」の中で特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[金融担当大臣談話－中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について－](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- ・[損害保険会社10社に対する行政処分について](#)
- ・[公認会計士の懲戒処分について（1）](#)
- ・[公認会計士の懲戒処分について（2）](#)
- ・[公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について](#)
- ・[金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第6回）議事次第](#)

以上